

目標設定型排出量取引制度における検証機関登録申請ガイドライン

改正概要（令和８年７月）

- ・ 検証機関の登録申請書等に添付する書類について、検証主任者登録証の写し、
印鑑証明書及び返送用封筒の提出を不要とする

また、登録申請書等に法人番号を記載した場合には、登記事項証明書の提出を
不要とする
- ・ 検証主任者の登録申請書に添付する書類について、修了証の写しの提出を不要
とする
- ・ その他軽微な修正